

女性活躍推進法に関する一般事業主行動計画

女性が就業継続しやすく、管理職候補として活躍できる体制の整備、及び、男女共に働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成28年4月1日から平成31年3月31日までの4年間

2. 本学院の課題

- (1) 比較的、女性労働者総数は多いが、特定の職域区分においては、男女の平均継続勤務年数に開きがある。
- (2) 管理職に占める女性労働者の割合が特定の職域区分に集中し、偏りがある。
- (3) 年次有給休暇の取得率が低い。

3. 目標と取組内容

目標1. 男性の平均継続勤務年数に対する女性の平均継続勤務年数の割合を70%（現状57.6%）に近づける。

<対策>

●平成28年4月～

- ◇近年、女性職員が増えていることから、その定着を図るため、産前産後休業や育児休業に関する情報提供を行う。
- ◇働きやすい雇用環境を提供するため、ハラスメント防止に関する規程を逐次整備、周知し、意識の啓蒙を図る。

目標2. 管理職の養成を始めとする将来の人材育成を目的とした教育訓練を推進し、職域区分によって偏りのない女性管理職の割合になるよう改善を図る。

<対策>

●平成28年4月～

- ◇女性のキャリア形成に対する意識を醸成するため、行政等が開催する研修等の参加を促す。
- ◇女性の管理職登用を推進するため、管理職による女性部下へのヒアリングを実施し、仕事に対する意識調査や問題点を洗い出し、改善を図る。

女性活躍推進法に関する一般事業主行動計画

目標 3. 年次休暇取得率を、少なくとも一人平均3割以上とする。

<対策>

●平成28年4月～

◇直近の過去3年間において、年次休暇取得率の少ない職員が属する部署に対し、取得を促す。

◇各会議等で定期的に年次休暇取得率向上について周知、啓蒙する。